

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公表番号】特表2001-506780(P2001-506780A)

【公表日】平成13年5月22日(2001.5.22)

【出願番号】特願平10-521677

【国際特許分類第7版】

G 06 F 1/26

G 06 F 1/16

G 06 F 1/30

【F I】

G 06 F 1/00 3 3 5 C

G 06 F 1/00 3 4 1 N

G 06 F 1/00 3 1 2 K

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月4日(2004.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年11月4日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示

平成10年 特許願 第521677号

2. 補正をする者

名 称 モビリティ・エレクトロニクス・インコーポレーテッド

3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル206区
ユアサハラ法律特許事務所

電 話 3270-6641~6646

氏 名 (8970) 弁理士 社 本 一 夫



住 所 同所

担当者 氏 名 (8742) 弁理士 大 塚 就 彦



4. 補正対象書類名

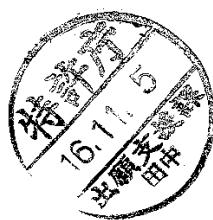
請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

別紙の通り



(別紙)

請求の範囲

1. コンピュータ・システムであって、

a) マザーボードとマザーボード拡張インターフェースとを有するポータブル・コンピュータであって、前記マザーボードは前記マザーボード拡張インターフェースを介して遠隔周辺機器と通信する出力信号を発生することができる、ポータブル・コンピュータと、

b) 前記マザーボードの出力信号を受け取る制御ユニットであって、

i) 前記ポータブル・コンピュータのマザーボードからの出力信号を前記周辺機器と互換性を有する形式に変換し、

ii) 前記変換された信号を前記周辺機器にルーティングし、

iii) 前記周辺機器からの入力信号を前記ポータブル・コンピュータのマザーボードと互換性を有する形式に変換し、

iv) 前記入力信号による前記マザーボードへのアクセスの優先順位を決定する、

回路を備えている、制御ユニットと、

を備えていることを特徴とするコンピュータ・システム。

2. 請求項1記載のコンピュータ・システムにおいて、前記マザーボード拡張インターフェースはPCMCIAインターフェースを含むことを特徴とするコンピュータ・システム。

3. 複数の周辺機器に、マザーボード拡張インターフェースを有しており物理的に遠隔のポータブル・コンピュータへのインターフェースを与えるドッキング・ステーションであって、前記遠隔のポータブル・コンピュータは指定された周辺機器への出力信号を発生し、前記周辺機器は前記ポータブル・コンピュータへの入力信号を発生する、ドッキング・ステーションにおいて、

a) 前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースとの間で入力及び出力信号を通信するように構成されたドッキング・ステーション・インターフェースと、

b) 前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースによ

って発生された出力信号を、前記指定された周辺機器と互換性を有する形式に変換する回路と、

- c) 前記変換された信号を前記指定された周辺機器にルーティングする回路と、
- d) 前記周辺機器によって発生された入力信号を、前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースと互換性を有する形式に変換する回路と、
- e) 前記入力信号による前記マザーボード拡張インターフェースへのアクセスの優先順位を決定する回路と、

を備えていることを特徴とするドッキング・ステーション。

4. 請求項3記載のドッキング・ステーションにおいて、前記周辺機器の中の少なくとも1つはユーザ入力装置であることを特徴とするドッキング・ステーション。

5. 請求項3記載のドッキング・ステーションにおいて、前記マザーボード拡張インターフェースはP C M C I Aインターフェースを含むことを特徴とするドッキング・ステーション。

6. 複数の物理的に遠隔の周辺機器とポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースとのインターフェースを与えるコントローラを有するドッキング・ステーションであって、前記コントローラは、前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースからの出力信号を前記遠隔の周辺機器と互換性を有する形式に変換し、更に、前記遠隔の周辺機器からの入力信号を前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースと互換性を有する形式に変換し、前記コントローラは、前記マザーボード拡張インターフェースへの前記周辺機器のアクセスの優先順位を決定することを特徴とするドッキング・ステーション。

7. 請求項6記載のドッキング・ステーションにおいて、前記マザーボード拡張インターフェースはP C M C I Aインターフェースを含むことを特徴とするドッキング・ステーション。

8. 入力信号を発生する遠隔の周辺機器と出力信号を発生するポータブル・コンピュータとの間で、マザーボード拡張インターフェースを介してインターフェ

ースを与える方法であって、

- a) 前記マザーボード拡張インターフェースの上の前記周辺機器に書き込まれるデータを駆動するステップと、
- b) 前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースからの前記出力信号を、指定された周辺機器と互換性を有する形式に変換するステップと、
- c) 前記変換された信号を、前記指定された周辺機器にルーティングするステップと、
- d) 前記指定された周辺機器からの前記入力信号を、前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースと互換性を有する形式に変換するステップと、
- e) 前記入力信号による前記ポータブル・コンピュータのマザーボード拡張インターフェースへのアクセスの優先順位を決定するステップと、
を含むことを特徴とする方法。

9. 請求項8記載の方法において、前記マザーボード拡張インターフェースはPCMCIAインターフェースを含むことを特徴とする方法。

10. 請求項8記載の方法において、前記インターフェースは、標準的書込信号の前の周期に書込信号を付勢することによって達成されることを特徴とする方法。